

板橋区議会におけるハラスメント防止対策の検討について

令和6年11月19日の議会運営委員会において報告したハラスメントに関するアンケート調査の結果を踏まえ、下記のとおり、議員によるハラスメント防止に向けて具体的な対応策を検討していく。

記

1 アンケート結果を踏まえた防止対策【検討事項①】

結果抜粋 ハラスメント防止のために望むことはなんですか。（複数回答可）

内容	区職員	議員
① 処分の厳格化	158 人 (21.4%)	6 人 (12.0%)
② ハラスメント防止に関する指針等の作成	166 人 (22.5%)	14 人 (28.0%)
③ 相談窓口の設置	163 人 (22.1%)	13 人 (26.0%)
④ 議員の意識改革、意識啓発、研修の実施	251 人 (34.0%)	17 人 (34.0%)

2 ハラスメント防止対策を講じるための法令・規程等【検討事項②】

- ① 単独条例の制定
- ② 議会基本条例の活用（※）
- ③ 指針等の策定
- ④ 決議
- ⑤ 宣言 など

（※）議会基本条例
（政治倫理）

第26条 議員は、区民の代表者として、その名誉及び品位を損なう行為を慎むとともに、自己の地位に基づく影響力を十分に認識し、区民の信頼を損なうことのないよう行動するものとする。